

地域団体商標の概要

商標法一部改正のお知らせ 2007年3月25日
浅野国際特許事務所 所長弁理士 浅野勝美

1. 農業者の地域ブランドの役割と背景

近年、特色ある地域づくりの一環として、地域の農業特産品等を他の地域のものとの差別化を図るための地域ブランドづくりが全国的に盛んです。

これまで、地域の農業特産品にその産地の地域名を付す等地域名と商品名からなる商標が数多く用いられており、農林水産関係の主な商標登録では、夕張メロン（北海道）や前沢牛（岩手）、比内地鶏（秋田）等があります。

このような地域ブランドは従来商標として実効性のある登録をすることが困難でありましたが、平成18年4月1日にスタートした地域団体商標登録制度により現在では実効性のある商標登録を取得することが可能となりました。既に、昨年11月現在の出願は600件を越え大きな関心があることが伺えます。昨年までの農産物の主な登録は、十勝川西長いも（北海道）、たっこにんにく（青森）、市田柿（長野）、中島菜（石川）、飛騨牛乳（岐阜）、紀州うすい（和歌山）、かごしま知覧茶（鹿児島）等があります。

しかしながら、この出願件数は平成18年1月31日現在の出願件数が661件とあまり伸長していません。これは農業者、地域リーダー、農業者団体等が地域団体商標制度が導入されたことを知らなかったり、その正しい知識を十分に理解していないに基づくものと思われます。地域団体商標は**地域支援のため商標制度の根幹をなすべき識別力を特定の地域団体に限り緩和する**という画期的な制度です。本制度を戦略的に活用して地域経済の活性化を図ることが求められています。

2. 地域団体商標の目的


(1) 地域ブランド保護による地域経済の活性化

地域団体商標は、上記背景の下、地域ブランドを保護することにより、その地域ブランドを使用する者の業務上の信用の維持を図り、これにより地域経済を活性化して地域の産業競争力を強化し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とします。つまり地域経済活性化の支援システムです。

(2) 従来の制度とその登録例

商標法による商標登録を受けるには識別力つまり自商品（役務）と他商品（役務）を区別することができる力がなければなりませんので、改正前の商標法では地域ブランドを登録するのは非常に困難でした。その理由は、地域ブランドは「地域の名称」と「商品（役務）の名称」という本来的にこの力がないか薄弱なものからなる場合が多いからです。なお、商標登録が識別力を要するという理由は、「地域の名称」や「普通名称」のように誰でも使用したいマークを特定人に独占させてしまっただけで却って競争秩序が乱れてしまい法目的に反することになるからです。

改正前の商標法により、登録されるのは、その地域ブランドが使用された結果知名度が全国的となり、これにより識別力を獲得するという商標法が例外的に認めるケース、識別力のある他の構成要素（例えば図形）と組み合わせたケースです。

のケースの具体例	のケースの具体例
<p data-bbox="336 1854 624 1906">夕張メロン</p> <p data-bbox="333 1935 635 1966">(登録第2591067号)</p>	 <p data-bbox="992 1937 1209 1989">小田原蒲鉾</p> <p data-bbox="954 2033 1257 2065">(登録第4734753号)</p>

(3) 従来の制度の問題点

上記のケース(使用による識別性)は、当該地域ブランドについて識別力の獲得に至るまで多大の時間と費用・営業努力が必要であり、全国周知に至るまでの間に第三者による只乗りを排除することができません。

また上記のケースは、識別力のある構成要素を他の図形等に置換して当該地域ブランドを使用された場合、これを追及することができません。

3. 地域団体商標制度のあらまし

地域団体商標はこのような問題点を解消するために導入された制度です。しかし、地域団体商標は本来的に識別力のない構成要素からなる商標を特定の者に独占させる制度ですので、慎重な運用が求められます。そこで、商標法は「地域の名称」+「商品(役務)の名称」からなる商標についての識別力と、該商標独占による地域経済の活性化という両立し難い課題達成のため次のような調整をします。

識別力については登録要件として求められる**周知性のレベルを全国周知より低位のレベルまで緩和**します。

地域経済の活性化との関係では、独占できる者を制限し**当該地域の団体に限定**します。

また商標中の**地域の名称と商品(役務)の名称の密接関連性を求め**ます。

さらに**権利主体の変動を制限**します。

第三者との関係では、**正当な第三者の使用は保護**されます。

また**第三者の対抗手段も通常と同様保障**されます。